

第33回 地方分権改革有識者会議  
第72回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：平成30年6月29日（金）15：00～17：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、石橋良治議員、市川晃議員、太田稔彦議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、谷口尚子議員

〔提案募集検討専門部会〕小早川光郎構成員、勢一智子構成員（両名は、地方分権有識者会議議員と兼務）

〔政府〕梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、田中良生内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官、前川守内閣府審議官、大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長

議題

- （1）平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について  
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
  - （2）地方支援の取組について
  - （3）その他
- 

1 冒頭、梶山内閣府特命担当大臣から以下の主旨の挨拶があった。

（梶山内閣府特命担当大臣）皆様においては、日ごろより地方分権の推進に御尽力賜り、感謝申し上げます。

皆様に御議論いただいた成果である第8次地方分権一括法が、6月19日に成立、6月27日に公布された。改めて厚く御礼申し上げます。

この改正を生かし、実際に地方公共団体において住民サービスの向上につなげることが何よりも重要である。移譲される事務・権限等については、関係府省と連携しながら、財源措置、制度改正に係るマニュアルの整備、研修の実施など、必要な支援を行ってまいりたい。

本年の提案募集では、地方から昨年と同程度の319件の御提案をいただいた。また、課題であった市区町村からの提案についても、提案のノウハウを解説したハンドブックを作成するとともに、市区町村向けの説明会や研修などを精力的に行ったことが功を奏し、提案団体数は256団体、提案件数は201件となり、それぞれ過去最多となったところである。

提案の内容としては、子育て、介護や地域資源の利活用、災害対策に関するものなど、地域社会が直面する課題に関する多くの提案が寄せられている。こうした提案について、特に重点的に御審議いただき、実現を目指したい。

今年も、地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいりたい。引き続き、地方分権改革の推進に向けての御尽力をお願い申し上げます。

げる。

2 次に、平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について加瀬次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。

(加瀬次長) 資料1はスケジュールで、2月の会議以降の作業実績、今後のスケジュールを整理したものである。

資料2は平成30年の地方からの提案と検討区分別の状況であり、提案総数は319件で昨年の311件と同程度である。

資料3が提案の特徴、資料4は提案先の担当府省の動向である。

資料5は重点事項に関するメルクマール(案)である。

資料6の重点事項について(案)は、資料5とともに今回お諮りするものである。

資料7は放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討状況である。

資料8は行政事務の効率化・迅速化に資する提案をまとめたもの。

資料9以下は、その他の事項について、検討区分ごとの整理をしたものである。

(小早川座長代理) 本年は提案募集の5年目となり、昨年とほぼ同程度の319件の提案をいただいた。

目立つのは市町村からの提案である。市区町村の提案団体数、提案件数、ともに過去最多となった。特に提案団体数は、市町村における共同提案の増加などもあり、大きく増加している。従来から市町村の動向が一つ課題であると考えられていたが、提案の取組の広がりがこの形で拡大している。

提案の内容としては、昨年と同様、子育てや介護の関係、土地や施設の有効活用関係、災害対策に関するものをはじめとして、非常に幅広い分野の提案が寄せられている。地方の現場で解決が待たれている多くの課題があると改めて認識した。

また、平成29年の対応方針を踏まえ、放課後児童クラブ関係に動きがあった。2月19日及び5月11日に提案募集検討専門部会を開催し、厚生労働省の出席を得て審議を行った。

このうち2月19日に開催した第70回の専門部会では、従うべき基準に関する見直しの方向性について、厚生労働省からのヒアリング及び意見交換を行い、次回の専門部会に向け、厚生労働省が内閣府と共同で地方公共団体の実態調査を行うという旨の説明を受けたところ。

その後の5月11日に開催された第71回の専門部会にて、地方三団体からは、全国知事会より尾崎高知県知事、全国市長会より三好江別市長、全国町村会より村上蔵王町長にお越しいただき、従うべき基準によって生じている支障を説明いただいた。厚生労働省からは地方公共団体の実態調査の結果についての報告を受けた。意見交換の中で、厚生労働省からは調査の結果を踏まえて放課後児童クラブの基準のあり方について幅広く検討したいと

説明があった。次回の会合は、事務局を通じて調整の上、開催する予定。

提案募集検討専門部会としては、本年も充実した審議に努め、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたい。

(太田議員) 放課後児童クラブに関係して、豊田市も今回、個別案件でこれに関連したことを挙げている。個々の自治体が持っている知見や知識というのは極めて限定的で、それに比べて国は総括的に知見、知識のいずれも持ち、それに基づいて示されているものが従うべき基準だと認識している。そのため、ある意味、自治体が運営していく上でクリアしなければならない最低基準が示されたものが従うべき基準だと受け止めている。

そう思ったときに、何々の確保が困難、こういう運営することが困難、つまり最低基準をクリアすることが困難、だから基準を下げてほしいというこの構図がどうしても市民や議会に対して説明しづらい。いろいろな知見や知識を踏まえて国が示しているにもかかわらず、できないから基準を下げてもらおう、それが市民の納得を得られるのかというのが正直なところ。だが、現実論としてお願いをせざるを得ず、こういう動きをいずれの自治体もしている。

放課後児童クラブもニーズが高まるばかりである。そういうときに、認定こども園の保育士の資格、幼稚園教諭の資格の見直し等も絡むと思うが、従前から問題になっている幼稚園・保育園のあり方も含めて、これからの人口減少、少子化、女性活躍、いろいろなことを捉えたときの旧来の制度を前提とした積み上げのやり方というのがそもそもうまくいかないのではないかな。

今回、豊田市も個別案件で放課後児童クラブ絡みで出しているが、個別でやっていくうちに、またこれも、またこれもというやり方がこの先あるのかなという感じがしてならないという意見が一点。

もう一点は、マイナンバー利用について、自治体がいろいろな仕事をする中でマイナンバーをどう活用するのかということは当初の段階で意見を言う場が多分設けられており、もっと積極的に自治体側も言わなければいけなかったと思うが、機会を逃し、具体的に仕事を進める中で、これもマイナンバーに関連づける、紐づけができるということに気づく。気づくたびにこうやって要望としてお願いしているような状況。本当に申しわけないが、国側にも個別案件ごとに相談に乗っていただくしかないと思っている。

(大村次長) 従うべき基準は、今回特に福祉関係で、人手不足、特に専門人材の不足ということが共通するものとしてある。その典型例が昨年来フォローアップ案件として提案募集検討専門部会でも議論していただいている放課後児童クラブ等ではないかな。

個々にいろいろな支障があった場合にそれに対応するという観点では、厚生労働省に誠実に対応してもらい、支障を解消していただいているが、一つ一つその都度解消するのは難しい点もある。緩和というよりも自治体の判断の自由度を広げることによって現場の支

障が解消できないか、できるだけ参酌化をとということが今回の議論の俎上に上がったのではないか。そういう意味で、一つ一つの従うべき基準については、できるだけ支障をまとめて議論できるように工夫している。

もう一つ、いろいろな従うべき基準があることを全体として議論できないかという点。平井知事からのペーパーにもそういった点があるが、これは委員会勧告方式の中でやれば、制度のあり方から、全体をあるべき論から議論していくことも可能かもしれないが、今は提案募集方式であるため、地方からの具体的な支障に基づいて各府省と議論していくという方式をとっている。全体を議論するとしても、やはり具体の支障というものに基づいて各府省と調整、議論していくため、従うべき基準がいろいろと問題になっているということは念頭に置いて対応し、先生方にもそのような御議論をお願いしたいと思っているが、今の段階ではやはり個々の支障に基づいて俎上に上げていくという形で、丁寧な議論をしていかざるを得ないのではないかと。

(太田議員) この提案募集の機会が毎年あるたびに個別案件で出され、担当者も苦勞しているのではないかと。こういう機会を捉えて総括的に御議論してもらえると、むしろ担当者のストレスも減るのではないかと。

先回、橋梁・トンネルの点検の話に触れたことがあるが、あのケースは、平成24年の笹子トンネルの大惨事を契機にして、実は我々もどういう点検をしようかと迷っていた。そのときに国土交通省がリーダーシップをとり、5年で全ての橋梁を近接目視でやろうという方針を出し、5年計画でやることができた。

総括的に方針が出されて、地方も納得すれば、迷っていることでもやっていける。そのため、個別にばらばらと積み上げるのではなく、包括的にやってもらえれば、地方はかえって動きをとりやすい。そのときに、現実と余り乖離のない包括的な示し方をしてもらえれば結構うまくいくのではないかと。どこの自治体でも女性の活躍は望んでおり、少子化の中でいかに子どもにとっていい環境をつくっていくかという思いは共通だと思ふ。

(大村次長) 御指摘の点は重々理解しており、地方三団体からもいろいろな御意見をいただいている。今後とも、個々の点はあるが、なるべくテーマ性を持たせて議論するとか、なるべく横串を入れていくとか、そういう点は念頭に置きながら対応していきたい。

(石橋議員) 事務局から町村からの提案が増えているという話があった。平成27年は町村からの提案が7件しかなかった。これが翌年には16件に増え、去年は21件、今年は44件の提案があったということで、確かに去年から倍増している。そういう中でも、町村の捉え方はまだハードルが高く、認識が不足していることもある。私ども町村会もこの問題については真剣に取り組まなければならない。

その中で2点について感想を申し上げたい。

一つは、放課後児童クラブの問題である。平成30年度には結論を得るという形で書かれており、大変ありがたいが、これは小さな町村にとっても大きな問題である。背景には確かに人材不足があるが、全国のほとんどの町村は、人口を取り戻そうと子育てに対して力を入れている。その中の一つの大きな受け皿としてこの放課後児童クラブがある。小さな町村でも、従うべき基準について問題があり、受け入れが困難な状況。

邑南町でも働くお母さんが多いが、定員がいっぱいで、それを広げることができないため、預けたくても預けられないという実情があり、これが日本一の子育て村を目指す邑南町かなと懸念している。自治体の自由度をいかに広げるかということのを第一に考えていただき、地域の実情を調査し、安全性の担保というのはあるかもしれないが、そこは議論しながら担保して、参酌基準をどう考えるかということのをぜひやっていただきたい。

全国の町村それぞれ地域の力というのがだんだんついてきている。地域の力を高め、それを信じ、その力をまちづくりの中心として行っていくことが大事であるため、よろしくお願ひ申し上げる。

もう一つは、特に過疎地域、中山間地域の大きな課題になっている交通弱者の問題である。さまざまな区域運行バス等との兼ね合い、規制があり、なかなか地域に合った交通体系をとることが難しい。そのため、赤字であってもバスを走らせなければいけないような問題がある。そうではなく、やはり地域に合ったようなコミュニティーバス、タクシー運行、有償運送等を細かくやっていると、この交通弱者の問題は解決できない。コミュニティーの交通の問題についてもぜひ見直しいたいただき、解決に向け前進するようよろしくお願ひしたい。

(大村次長) 後段の交通弱者は、昨年、地域交通部会があり、地方三団体がいろいろな課題に重点を置いていることは理解しているため、積極的に対応したい。

放課後児童クラブについて、規制緩和というのは、まさに判断の自由度を自治体で高めてもらうための見直しであり、実際、厚生労働省の基準を緩めるというよりも、むしろ基準を上乗せしているような団体のほうが多いため、かなり安全性などを含めて応えているということが事実としてある。その認識、信頼関係というものが十分広まっていないため、議論を通じて、自治体が行政の現場で責任を持って対応しているということを説明していきたい。

(市川議員) 提案数が増加したことについて、事務局、30名弱の派遣職員の方の努力が数字にあらわれてきていると思う。

共同提案数が大変増えており、この提案募集のあり方が相当浸透してきていると感じている。特に都道府県が市町村と一緒に提案している点に関しては、問題の共有化が地方で図られていることの一つのあらわれではないかということ、大いに評価できる。

全体の議論はこれから関係府省ともヒアリングをしながら進めていくわけだが、全体を見た感想として、これからeガバメントも含めて、ITや新しい技術を使った働き方改革、あるいは合理化、生産性の向上ということが望まれている。例えば教員免許の有効期間が把握できないといった話は少し工夫すれば解決できることである。

いろいろな問い合わせに関しても、情報の共有化という意味でITを使った、デジタルを使った提案も検討すべきだ。

オンデマンドの授業の話が出ていたが、先生、生徒の数も減ってくる中で、これをどういうふうにご利用していくかというのは非常に重要な課題。ぜひ今後の問題解決に当たっては、ICTの技術あるいはデジタル化ということも念頭に御検討いただきたい。

(大村次長) ICTの活用、それ以外にも新技術の活用があり、事務の効率化という点で、今回、重点事項とは別にテーマとして掲げているが、特に市町村を中心に行政事務の効率化・迅速化に関する提案は多くいただいている。これは、定員がなかなか増えない中でいろいろな仕事をしてもらっており、切実なものと考えている。予算の制約もあるが、できるだけ新技術を導入していく、特にICT、情報通信関係をうまく利用して効率化していくことが非常に重要なテーマである。その点も念頭に置いて対応してまいりたい。

(勢一議員) 本年度についても、これだけ多くの提案を頂戴することができ、団体数も幅広く増え、心強い。提示いただいた原案については賛同している。

提案数と団体数が増えた点については、都道府県や県内の市町村が共同で提案に係るアイデアの段階から協力して検討いただいた成果ではないか。各地域の特徴は地域が共有しており、問題も共通しているところが多々ある。こういう協力体制の中で改善を考えていく、その上で提案をしてくれるというのは、提案の質としても非常によく、数も増えるという点でも大変喜ばしい。

提案募集検討専門部会でこの提案を検討するにあたり、皆さんの意見を伺って2つほど感じている。

1つは、先ほど来議論になった従うべき基準の点。指摘のとおり、もう少し横串で見やりながら、制度としてどうあるべきかという議論は恐らくしていかなければいけないが、その前段階として、実際に従うべき基準を使っていく中でどのような問題が起きているか、個別具体的に把握していく。その上で、法制度で従うべき基準、参酌基準をつくるときにはどのようなメルクマールを見ながらやらなければいけないか、今はそのラインをつくるための具体的な作業を重ねている段階だろうと思っている。したがって、一つずつ出てくる支障事例が大切で、それを受けながら解決策を探る中で、制度としてどうあるべきか、徐々につくっていくということなのかなと思う。

従うべき基準を緩和する考え方はどうかというのは、以前から議論しており既に悩んでいる。提案を議論する場合に、従うべき基準を単純に緩和してよしということは決してない。

あくまでも基準として定められている、数値、人数、資格要件等をそのまま厳格に維持しなければならないのかいうところを検討する。

その資格要件でなくても、例えばこの資格要件で人数を増やせば同じ質はクリアできるのではないか、質を落とさずにいかに地域の人材を使って効果を上げていくかという議論である。人材がないから、対応できないから基準を緩和するという形になると、問題の議論の質としては違うと思う。部会で検討する場合にも、純粹な緩和ではないということは念のために申し上げる。

もう一つは、今回、重点事項のメルクマールには挙がっていないが、行政事務の効率化・迅速化の観点が必要である。自治体は人口減少に直面しており、加えて行財政改革を長らく続けてきているため、自治体の行政組織は既にスリム化されている。その中で対応しなければいけないことがたくさんあり、分権も進んできているため、事務の効率化・迅速化という観点も踏まえて、よりよい制度設計としてはどうあるべきかを議論できればと思う。

(谷口議員) 多くの提案数、提案団体数の増加が見られ、まだまだこの動きが普及している段階ということを感謝している。

従うべき基準をどうするかといった点に関わってくるが、人に対する福祉や子育てといったものについて、資格や人数を設けるのは安全性を重視しているからである。厚生労働省においては、そういった基準を変えることで安全性が損なわれることや、質や快適さが損なわれることを最も心配している。しかしながら、自治体のほうではそれを維持することが難しい。一方で、住民の側も、ニーズが高まり、公共のサービスだからしっかりやってくれて当たり前という意識がある。

何か抜本的な枠組みの見直しが必要とすれば、利用する住民側も、限られたお金、人材で提供するということの一種の制約を情報や知恵の共有によってわかっている必要がある。公共がやっているから当たり前だ、児童クラブで怪我したのは提供している側の責任だという議論が続くようでは、意識変革にならない。

アプローチが違うかもしれないが、パブリックサービスにかかわる方々の負担を考える上でも、公務員の方の保険なども最近普及しているが、何よりも使う側の意識変革や理解、この限界の状況をわかっているかどうか試みも必要。

もう一つは、府省の側が基準として設けている数値そのものに全て根拠があるかという一種のパンドラの箱があり、この基準を外したらどんな具体的な支障があるのかということ、府省・自治体ともに立証が難しい。どちらかという、ニーズベース、財政的あるいは分権的に考えて、大枠進めたほうがいいものに関してはお互い前向きに検討できればいいと思う。

(小早川座長代理) 地方公共団体相互で一緒に物を考える、そういう雰囲気が出てきているのではないかと。今までそういうことが余りなかったのではないかと。これは横の関係でも、

県と市町村との関係でも、そうであろう。特に後者がそうなのかもしれないが、そのような一緒に物を考える場としてこの制度が役に立っている。

それは、地方公共団体と国の各省との間でも言えるかもしれない。従うべき基準から参酌基準へということをつ分権サイドからは言っているが、参酌基準というのは、国側から言えば、自治体をどれだけ信頼できるか、そういう部分が大きい。そこで、国が安心できるような参酌基準の仕組みや運用の仕方はどうなのか、地方の側から何かを説得的に言えるかということもある。そういう意味では、この提案のシステムを通じて国と地方との間でお互いに何を考えているかを率直に言い合う、問題意識を共有し合うという可能性が徐々に開けてきているのかもしれない。

（後藤議員）提案募集方式が一つのツールとなり、国と公共団体、公共団体の中も水平にネットワークが広がってきているというのは事実だと思うが、まだ地方の現場の状況がわかりつつあるところで、道半ばなのではないか。

どういうことかということ、こちらから地方に期待すべきことも提示していく必要があって、特に住民自治を掲げているが、そこにまだ踏み込めていない。提案募集方式でそれぞれの地域の実情がわかってきて、それに対してオーダーメイドの街づくりができるようなツールをつくっているが、それを具体的に運用していくのは地方公共団体だけではなく、住民をどう巻き込んでやっていくか、そこまで進めて初めて「個性を活かし自立した地方をつくる」というところに至るのではないか。この提案募集方式がかなり実りを上げているということは重々評価したいが、それが住民に、国民にどう還元されるのかといったところにそろそろ目を向けていく必要があるのではないかと思う。

（梶山内閣府特命担当大臣）いろいろと御意見をいただき感謝申し上げます。特に、太田市長、石橋町長からは、行政の最前線で活動されている切実な声をいただいた。従うべき基準、参酌化について、合意形成の難しさや住民自治はどうあるべきかまで含めて議論を進めていただければありがたい。

（梶山大臣退室）

（神野座長）提案募集検討専門部会で検討する重点事項について提案いただいているが、意見を伺った結果、方向性としては了解いただいていると思う。

本来、公共サービスというのは、地域ごとに違った生活様式があるのに対し、まるで既製服のような一律の公共サービスではなく、オーダーメイドでそれぞれの地域や生活に合った洋服がつくられるような形で提供するために検討してきているということで、これからも、なるべく住民、国民がそうしたことを決定する権限を強めていくような大きな方向性を念頭に置きながら、本日提案いただいた資料5及び資料6に基づいて重点事項をまと

めて、今後検討を進めていくことで承知おきいただいたい方がよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

3 地方支援の取組について大村次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。

(大村次長) 資料15は平成30年提案募集における地方支援の取組実績である。「理解・相談しやすい入り口の支援、事前相談等」、「地方に出向いた取組」、「担い手である自治体の職員の皆様との連携」の3つに重点を置き取り組んでいる。

今後とも、提案募集方式の進展に向け、地方自治体への支援、連携を引き続き積極的に行ってまいりたい。

(勢一議員) 幅広く地方の提案が形になるように支援いただき、感謝申し上げます。市町村からの提案が増えたのは、こういう取組の成果だと思う。

提案は、日常業務の中の問題意識が声を上げた形で出てきており、オーダーメイドの行政サービスができるような改革の種がまた出てくると思った。

支障を発見した経緯が、住民や事業者からの相談や要望というものも少なからず上がっている。住民自治の充実という点でも、まさに地域住民や地域の事業者と会話をしたり情報交換をしたりする中で新たな支障事例が出てくることもある。こういうところをぜひ引き続き御支援いただきたい。

4 最後に田中内閣府副大臣から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(田中内閣府副大臣) 平成30年の提案募集の今後の進め方について御審議いただき、感謝申し上げます。

提案募集方式が、地方の発意に根差した息の長い取組ということで導入され、今年でもう5年目に入った。本年は、昨年と同程度の319件の提案をいただいた。特に市区町村については提案の団体数、提案件数、ともに過去最多となった。今後、有識者会議、また部会で充実した御審議をいただきたい。

また、内閣府としても、国、地方間の調整等、これを鋭意進めてまいりたい。そして年末の対応方針の決定に向けて、いただいた提案の最大限の実現を図ってまいりたい。

これから、特に部会の皆様には関係府省からの集中ヒアリングなど、時間的にも内容的にも大変な御苦労をおかけするが、ぜひとも引き続き、地方のためという思いで尽力をいただくようお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)